

令和6年度第1回 広島県道路メンテナンス会議

日時：令和6年 9月26日（木）

13：15～：15：15

場所：広島国道事務所5階会議

（WEB併用）

議 事 次 第

○ 開 会

○ 挨 拶

○ 議 事

資料ページ

1. 規約改正

P 1

2. 道路メンテナンス会議年間スケジュール

P 5

3. 自治体支援の取組

P 6

4. 2巡目点検の結果

P 8

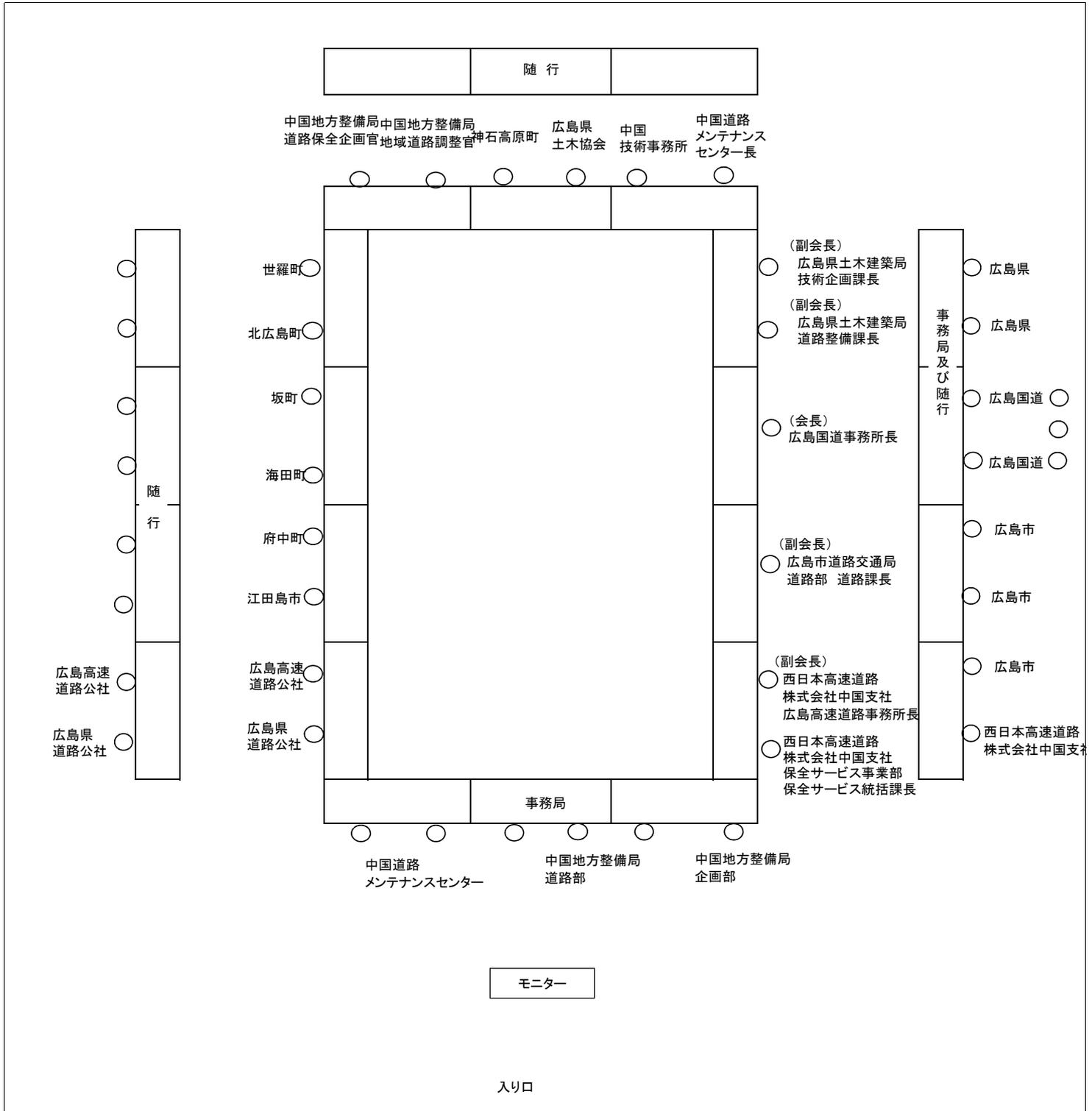
5. 連絡調整

○ 閉 会

令和6年度 第1回広島県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	構 成 員	出 席 者		
			役 職	氏 名	備 考
会長	国土交通省中国地方整備局	広島国道事務所長	広島国道事務所長	田宮 佳代子	会場
副会長	国土交通省中国地方整備局	福山河川国道事務所長	福山河川国道事務所長	久富 浩二	WEB
副会長	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長	【代理】三次河川国道副所長	竹下 和幸	WEB
副会長	広島県土木建築局	道路整備課長	道路整備課長	下隠 俊作	会場
副会長	広島県土木建築局	技術企画課長	技術企画課長	後藤 裕司	会場
副会長	広島市道路交通局道路部	道路課長	道路課長	宮川 良彦	会場
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	広島高速道路事務所長	広島高速道路事務所長	三井 邦弘	会場
	広島県道路公社	道路部長(兼)維持管理課長	【代理】維持管理係長	吉山 仁	会場
	広島高速道路公社	保全課長	保全課長	富士田 昌栄	会場
	本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター	所長	所長	杉町 直明	WEB
	呉市	土木部長	土木部長	松川 隆志	WEB
	竹原市	建設部長	建設部長	岡崎 太一	WEB
	三原市	建設部長	建設部長	山本 章博	WEB
	尾道市	建設部長	【代理】維持修繕課長	樋口 敬芳	WEB
	福山市	土木部長	【代理】道路企画担当課長	小原 徹	WEB
	府中市	建設部長	【代理】土木課 係長	川崎 智隼	WEB
	三次市	建設部長	建設部長	濱口 勉	WEB
	庄原市	環境建設部長	環境建設部長	天野 武美	WEB
	大竹市	建設部長	建設部長	山本 茂広	WEB
	東広島市	建設部長	【代理】道路建設課長	増矢 真一	WEB
	廿日市市	建設部長	【代理】主任技師	五重目 晃秀	WEB
	安芸高田市	建設部長	建設部長	河野 恵	WEB
	江田島市	土木建築部長	土木建築部長	西川 貴則	会場
	府中町	建設部長	建設部長	磯亀 智	会場
	海田町	建設部長	建設部長	木村 生栄	会場
	熊野町	建設農林部長	【代理】建設課主幹	大後戸 勝	WEB
	坂町	技監(兼)建設部長	技監(兼)建設部長	錦織 直紀	会場
	安芸太田町	建設課長	建設課長	武田 雄二	WEB
	北広島町	建設課長	建設課長	竹下 秀樹	会場
	大崎上島町	建設課長	建設課長	藤原 通伸	WEB
	世羅町	建設課長	建設課長	福本 宏道	会場
	神石高原町	建設課長	【代理】建設課 係長	藤井 康貴	会場
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長	【代理】維持管理課長	三浦 道人	会場
	国土交通省中国地方整備局	中国道路メンテナンスセンター長	中国道路メンテナンスセンター長	畑中 稔	会場
	一般社団法人広島県土木協会	技術部長	【代理】技師	下野 聖也	会場
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路調整官	地域道路調整官	山本 俊彦	会場
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	道路保全企画官	道路保全企画官	西岡 寿雄	会場
オブザーバー	西日本高速道路株式会社中国支社保全サービス事業部	保全サービス統括課長	保全サービス統括課長	石井 隆明	会場
事務局	国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所管理第二課				
	国土交通省中国地方整備局 中国道路メンテナンスセンター技術課				
	広島県土木建築局 道路整備課				
	広島市道路交通局 道路部道路課				
西日本高速道路株式会社中国支社 広島高速道路事務所統括課					

令和6年度第1回 広島県道路メンテナンス会議 配席



広島県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「広島県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、広島県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、広島県内における高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長6名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長、広島県土木建築局道路整備課長、広島県土木建築局技術企画課長、広島市道路交通局道路部道路課長及び西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター技術課に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。

- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所管理第二課、国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター技術課、広島県土木建築局道路整備課、広島市道路交通局道路部道路課及び西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年 6月30日から施行する。

平成27年	6月12日	改正
平成28年	7月26日	改正
平成29年	8月 9日	改正
平成29年	12月22日	改正
令和 元年	8月20日	改正
令和 2年	8月28日	改正
令和 3年	8月30日	改正
令和 4年	9月30日	改正
令和 5年	9月11日	改正
令和 6年	3月25日	改正

広島県道路メンテナンス会議構成員名簿

別表1

	所 属	役 職
会長	国土交通省中国地方整備局	広島国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	福山河川国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長
副会長	広島県土木建築局	道路整備課長
副会長	広島県土木建築局	技術企画課長
副会長	広島市道路交通局道路部	道路課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	広島高速道路事務所長
	広島県道路公社	道路部長(兼)維持管理課長
	広島高速道路公社	保全課長
	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター	所長
	呉市	土木部長
	竹原市	建設部長
	三原市	建設部長
	尾道市	建設部長
	福山市	土木部長
	府中市	建設部長
	三次市	建設部長
	庄原市	環境建設部長
	大竹市	建設部長
	東広島市	建設部長
	廿日市市	建設部長
	安芸高田市	建設部長
	江田島市	土木建築部長
	府中町	建設部長
	海田町	建設部長
	熊野町	建設農林部長
	坂町	技監(兼)建設部長
	安芸太田町	建設課長
	北広島町	建設課長
	大崎上島町	建設課長
	世羅町	建設課長
	神石高原町	建設課長
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長
	国土交通省中国地方整備局	中国道路メンテナンスセンター長
	一般社団法人広島県土木協会	技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路保全企画官
	西日本高速道路株式会社中国支社保全サービス事業部	保全サービス統括課長
事務局	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所管理第二課	
	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター技術課	
	広島県土木建築局道路整備課	
	広島市道路交通局道路部道路課	
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課	

広島県道路メンテナンス会議幹事会構成員名簿

別表2

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	副所長
副幹事長	広島県土木建築局道路整備課	参事
副幹事長	広島県土木建築局技術企画課	参事
副幹事長	広島市道路交通局道路部道路課	課長補佐
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所	副所長
	広島県道路公社道路部維持管理課	維持管理係長
	広島高速道路公社保安全管理部保全課	課長補佐
	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター	副所長
	呉市土木部土木整備課	課長
	竹原市建設部建設課	課長
	三原市建設部土木整備課	課長
	尾道市建設部維持修繕課	課長
	福山市建設局土木部道路整備課	課長
	府中市建設部土木課	課長
	三次市建設部土木課	課長
	庄原市環境建設部建設課	課長
	大竹市建設部土木課	課長
	東広島市建設部技術企画課	建設部次長(兼)課長
	廿日市市建設部維持管理課	課長
	安芸高田市建設部建設課	課長
	江田島市土木建築部建設課	課長
	府中町建設部都市整備課	課長
	海田町建設部建設課	課長
	熊野町建設農林部建設課	建設農林部次長(兼)課長
	坂町建設部産業建設課	課長
	安芸太田町建設課	課長補佐
	北広島町建設課	課長補佐
	大崎上島町建設課	土木耕地係長
	世羅町建設課	管理係長
	神石高原町建設課	課長補佐
	国土交通省中国地方整備局中国技術事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター	技術課長
	一般社団法人広島県土木協会	技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路構造保全官
	西日本高速道路株式会社中国支社保全サービス事業部	保全サービス統括課長
事務局	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所管理第二課	
	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター技術課	
	広島県土木建築局道路整備課	
	広島市道路交通局道路部道路課	
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課	

広島県道路メンテナンス会議 年間スケジュール

道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査（77条調査）
点検データ等登録システム 更新作業
・令和5年度 点検実施（診断）及び修繕実施の確定
・令和6年度 点検及び修繕計画の確定

---【令和6年度】---

9月26日

第1回 道路メンテナンス会議

- ・令和5年度の点検結果、修繕実施状況
- ・令和6年度自治体技術支援（活動予定）
- ・課題の共有、連絡調整 など

(同時開催)

跨道橋連絡会議

8月26日

メンテナンス年報の公表

随時

点検支援技術見学会 等

12月頃

道路メンテナンス会議（実務担当者会議）

- ※実務担当者会議を予定
- ・令和6年度点検進捗状況
- ・課題の解消に向けた意見交換 など

<参考>

令和元年度：12/25

令和2年度：12/16

令和3年度：11/4

令和4年度：1/16

令和5年度：1/26

・令和6年度点検実施結果（見込み）

2～3月

第3回 道路メンテナンス会議

- ・令和6年度の点検見込、修繕実施状況
- ・令和7年度の点検計画
- ・令和6年度自治体技術支援（活動報告）
- ・直轄診断箇所の推薦 など

(同時開催)

道路鉄道連絡会議

自治体支援の取り組み（R5年度実績）

橋梁点検・診断講習会

- ・ 初心者向け（WEB講座）「やってみよう橋梁定期点検」 通年
- ・ 広島県アセットマネジメント現場研修 10月26日
- ・ 橋梁定期点検講習会（VR） 5月30日（広島県西部） 7月7日（坂町） 7月11日（広島県東部）
9月29日（北広島町） 2月21日（広島市）



橋梁定期点検講習会（VR）

点検支援技術活用講習会・見学会

- ・ 橋梁点検講習会（点検支援技術）三次河川国道 10月3日
- ・ 橋梁点検講習会（座学・現場 2部構成）福山河川国道 12月8日
- ・ 橋梁点検講習会（点検支援技術）中国道路メンテナンスセンター 2月8日

橋梁修繕講習会

- ・ 橋梁管理実務者講習会（WEB講習会） R5. 1月～R5. 9月
- ・ 橋梁管理実務者講習会（WEB講習会） R6. 3月～R6. 9月（予定）

橋梁修繕現場見学会

開催なし

技術相談・不具合対応支援

- ・ 技術相談：1件（広島県内）
- ・ 不具合対応支援：なし（広島県内）

新技術に関する情報提供

- ・ 『新技術・新工法の一元化リスト』をHPへ掲載 2回/年更新予定



点検支援技術活用見学会



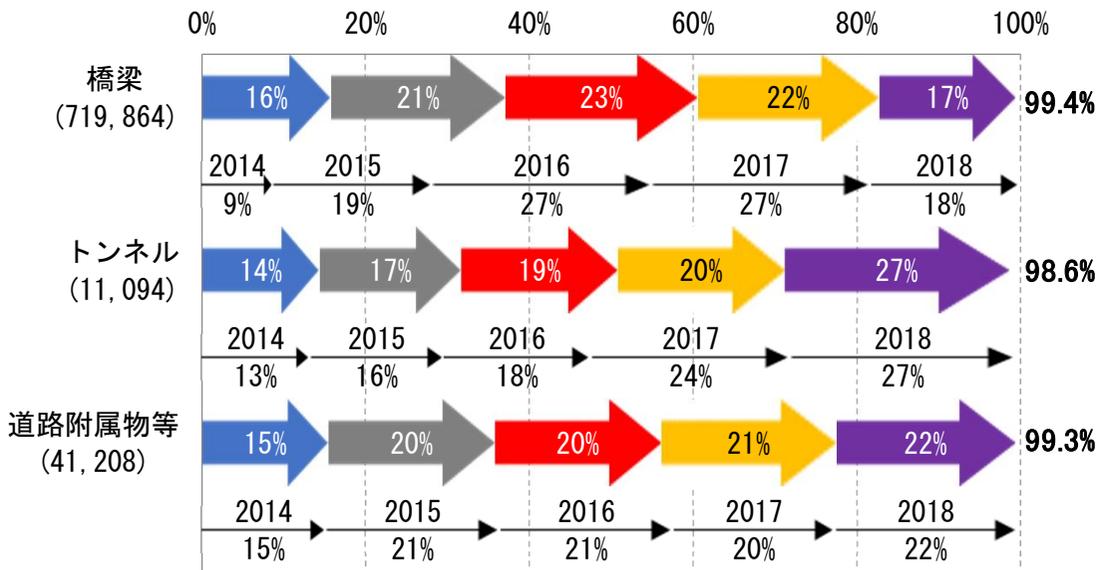
橋梁点検講習会

橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 2巡目(2019～2023年度)

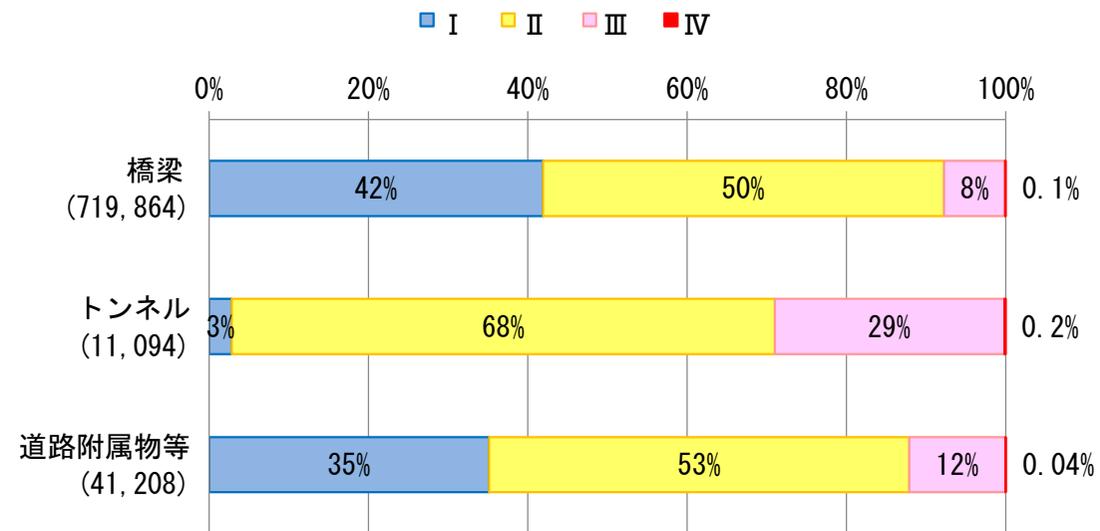
- 全道路管理者の2巡目(2019～2023年度)の点検実施状況は、橋梁:99.4%、トンネル:98.6%、道路附属物等※:99.3%と、概ね100%となっている。
- 全道路管理者の2019～2023年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:8%、トンネル:29%、道路附属物等:12%

※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

2巡目(2019～2023年度)の点検実施状況



2巡目(2019～2023年度)の点検結果



2019年度 → 2020年度 → 2021年度 → 2022年度 → 2023年度 → 1巡目点検(実績) →

※()内は、2019～2023年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※()内は、2019～2023年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省:100%、高速道路会社:100%、地方公共団体:83%、完了した割合は、国土交通省:82%、高速道路会社:85%、地方公共団体:66%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2023年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)						(参考)2022年度末時点		
				点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	3,340	3,340 (100%)	0 (0%)	2014	95% 100%						3,283 (98%)	2,254 (67%)
				2015	90% 100%							
				2016	83% 100%							
				2017	78% 100%							
				2018	65% 100%							
高速道路会社	2,532	2,532 (100%)	0 (0%)	2014	88% 100%						2,352 (93%)	1,893 (75%)
				2015	93% 100%							
				2016	87% 100%							
				2017	90% 100%							
				2018	74% 100%							
地方公共団体	60,482	50,129 (83%)	10,353 (17%)	2014	80% 90%						41,868 (68%)	32,188 (53%)
				2015	72% 87%							
				2016	67% 83%							
				2017	57% 77%							
				2018	54% 79%							
都道府県 政令市等	19,814	18,238 (92%)	1,576 (8%)	2014	87% 97%						16,697 (83%)	12,420 (62%)
				2015	79% 95%							
				2016	72% 91%							
				2017	62% 87%							
				2018	63% 92%							
市区町村	40,668	31,891 (78%)	8,777 (22%)	2014	75% 85%						25,171 (61%)	19,812 (48%)
				2015	69% 84%							
				2016	64% 80%							
				2017	55% 73%							
				2018	49% 70%							
合計	66,354	56,001(84%)	10,353(16%)		67% 84%						47,503(71%)	36,335(54%)

↑: 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2014年度点検実施(9年経過):100%、2015年度点検実施(8年経過):100%、2016年度点検実施(7年経過):100%、2017年度点検実施(6年経過):100%、2018年度点検実施(5年経過):100%

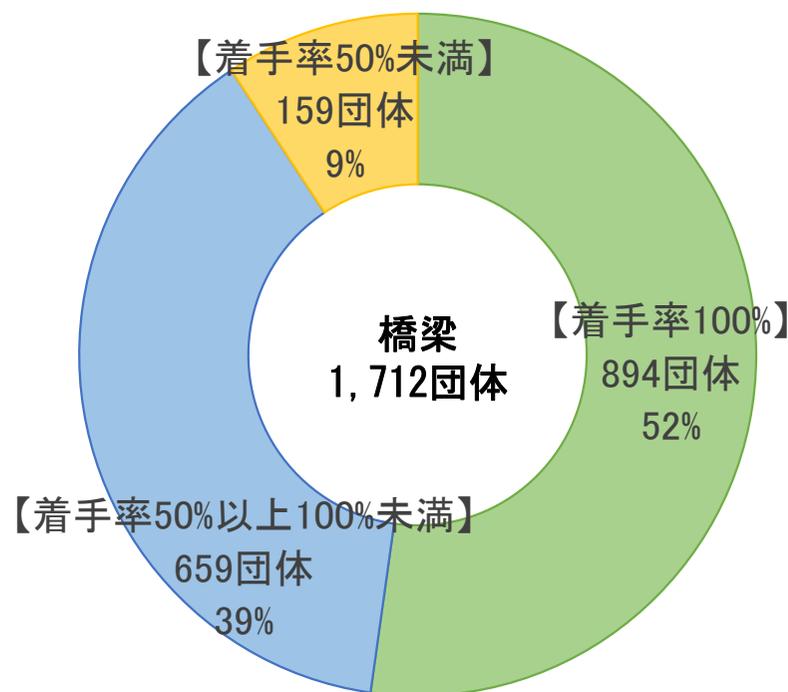
完了済

着手済

1巡目点検(2014-18)の実施施設(橋梁)に対する地方公共団体の修繕等措置の着手状況

- 1巡目点検(2014-2018年度)において早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁に着手した割合は、地方公共団体によって差があり、1巡目点検で区分Ⅲ又はⅣと判定された施設を管理している1,712団体のうち、
- ・ 着手率100%の地方公共団体が894団体(52%)ある一方で、
 - ・ 着手率50%以上100%未満が 659団体(39%)
 - ・ 着手率50%未満が 159団体(9%)
- であり、地方公共団体によって差がでてきている。

1巡目点検判定区分ⅢⅣ施設に対する修繕等措置の着手状況



※点検対象外等となり、現在、1巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設を管理していない団体を除く。

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省:100%、高速道路会社:100%、地方公共団体:95%、完了した割合は、国土交通省:98%、高速道路会社:95%、地方公共団体:82%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2023年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)						(参考)2022年度末時点		
				点検年度	措置着手率(B/A)					措置完了率(C/A)	措置に着手済の施設数	うち完了
					0%	20%	40%	60%	80%			
国土交通省	503	503 (100%)	0 (0%)	2014	100%					100%	497 (99%)	451 (89%)
				2015	98%					100%		
				2016	97%					100%		
				2017	97%					100%		
				2018	100%					100%		
高速道路会社	692	692 (100%)	0 (0%)	2014	97%					100%	687 (99%)	635 (92%)
				2015	98%					100%		
				2016	98%					100%		
				2017	89%					100%		
				2018	84%					100%		
地方公共団体	3,131	2,964 (95%)	167 (5%)	2014	88%					94%	2,862 (91%)	2,246 (71%)
				2015	88%					97%		
				2016	89%					99%		
				2017	83%					96%		
				2018	71%					90%		
都道府県 政令市等	2,315	2,299 (99%)	16 (1%)	2014	98%					100%	2,296 (99%)	1,888 (81%)
				2015	90%					98%		
				2016	92%					99.6%		
				2017	90%					99.6%		
				2018	87%					99%		
市区町村	816	665 (81%)	151 (19%)	2014	67%					83%	566 (69%)	358 (43%)
				2015	70%					85%		
				2016	73%					94%		
				2017	54%					82%		
				2018	52%					78%		
合計	4,326	4,159(96%)	167(4%)		86%					96%	4,046(93%)	3,332(77%)

↑: 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

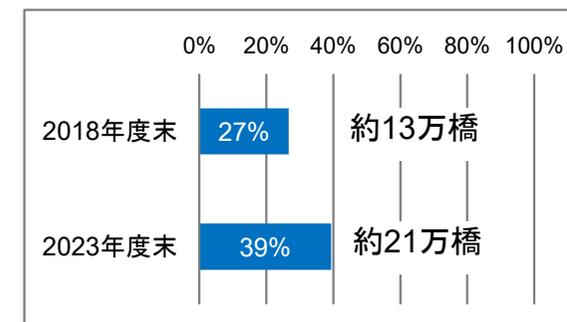
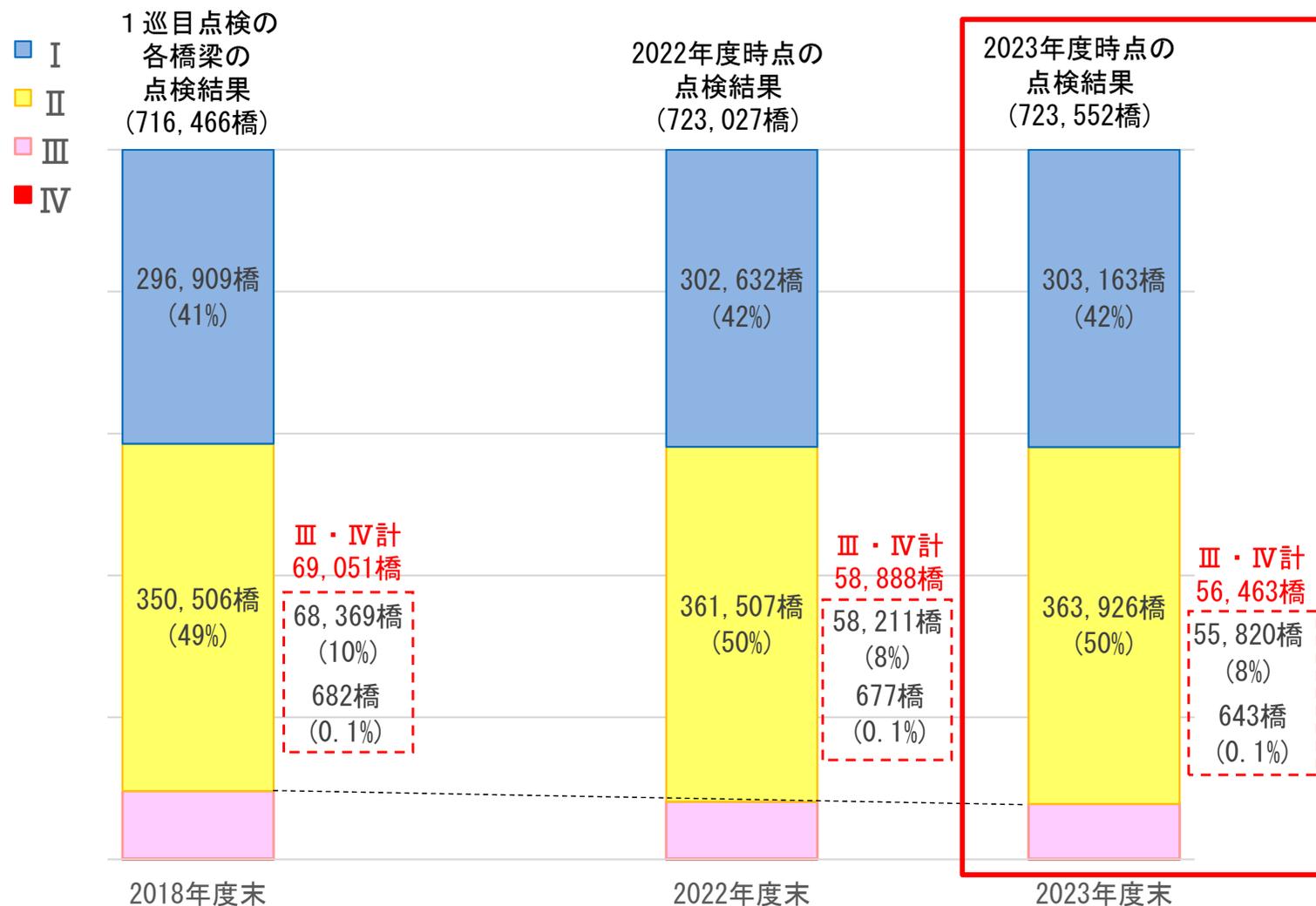
2014年度点検実施(9年経過):100%、2015年度点検実施(8年経過):100%、2016年度点検実施(7年経過):100%、2017年度点検実施(6年経過):100%、2018年度点検実施(5年経過):100%

完了済

着手済

2023年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

- 2023年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ：42%、Ⅱ：50%、Ⅲ：8%、Ⅳ：0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は56,464橋であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少している。

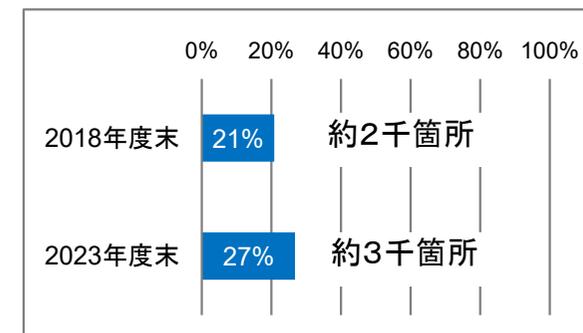
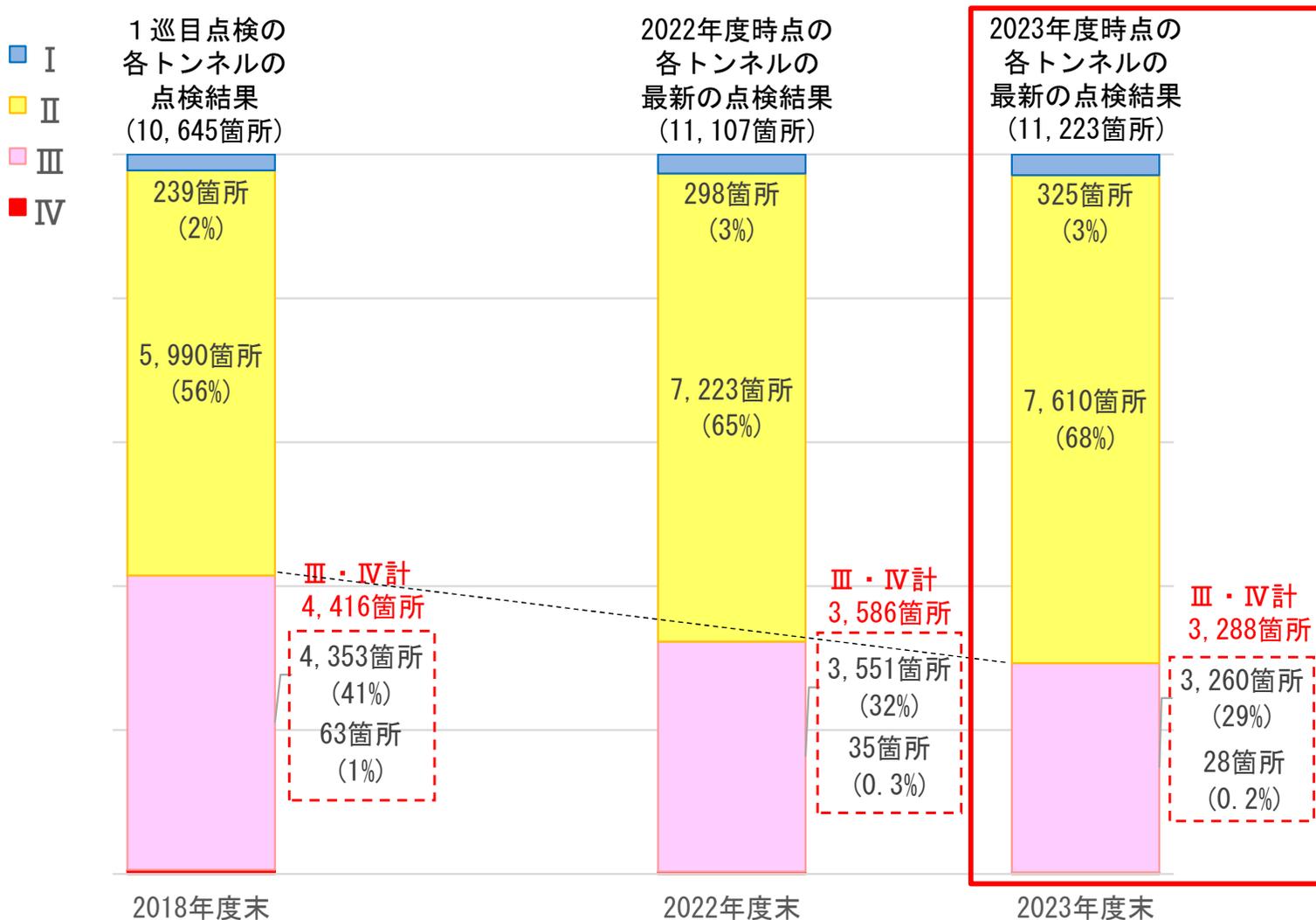


(参考) 建設後50年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

2023年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

- 2023年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ：3%、Ⅱ：68%、Ⅲ：29%、Ⅳ：0.2%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは3,288箇所であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは着実に減少している。



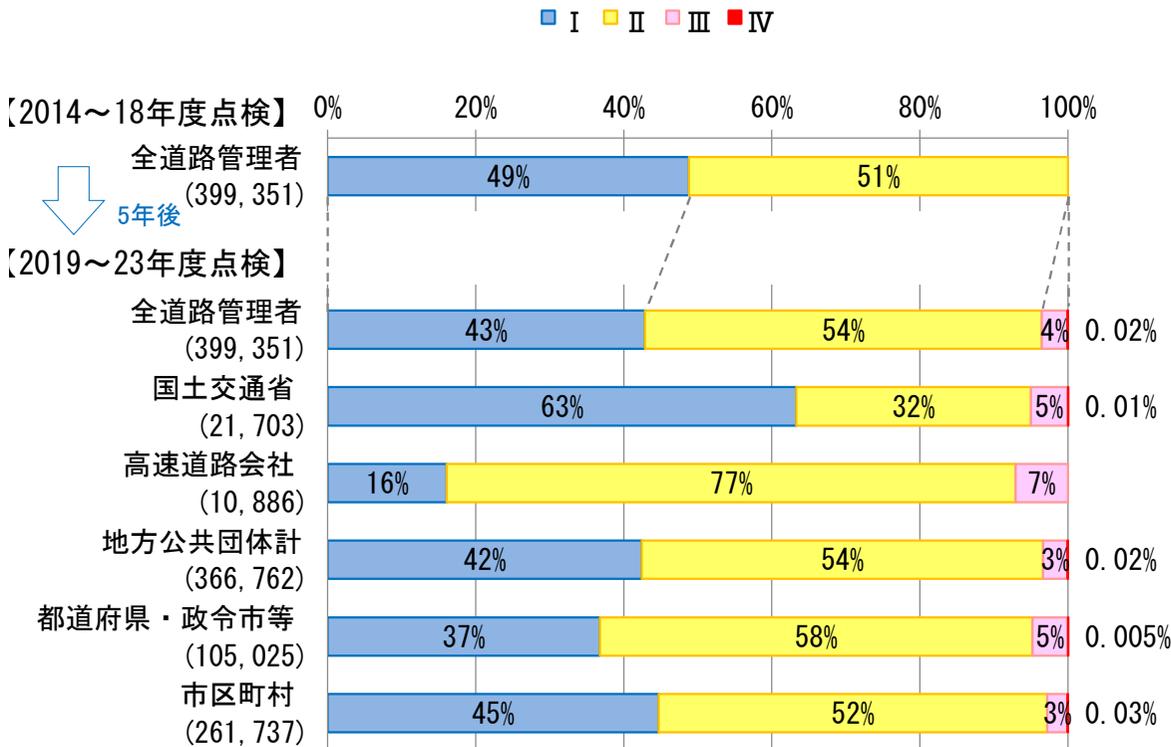
(参考) 建設後50年を経過したトンネルの割合

※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルがある。

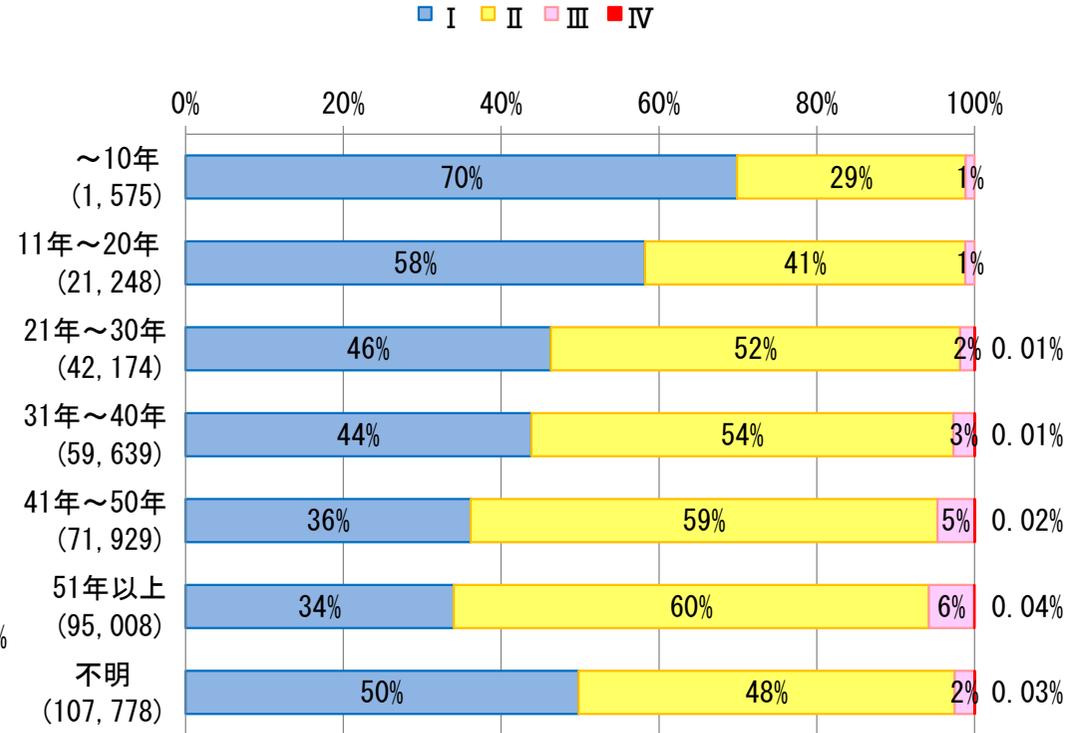
1巡目から2巡目点検における判定区分Ⅰ・Ⅱの遷移状況(橋梁)

- 1巡目の2014年度～2018年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(区分Ⅰ・Ⅱ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2023年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した橋梁の割合は全道路管理者合計で4%
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっている。

道路管理者別の遷移状況



建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)



※()内は、1巡目点検(2014年度～2018年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2023年度に点検を実施した橋梁の合計

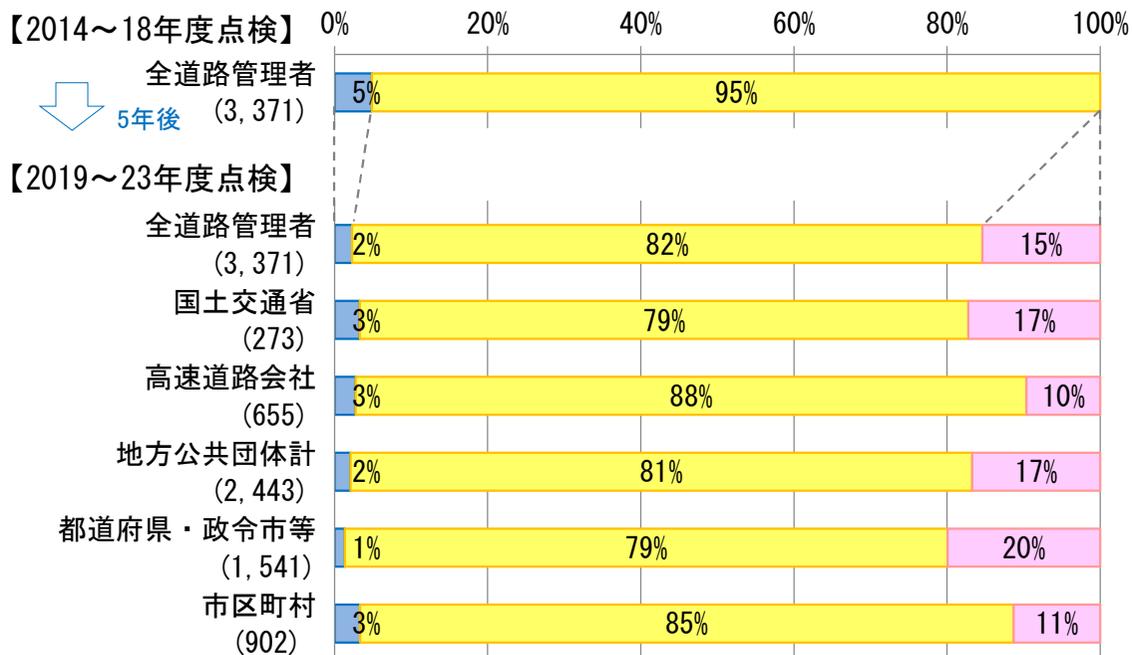
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

1巡目から2巡目点検における判定区分Ⅰ・Ⅱの遷移状況(トンネル)

- 1巡目の2014年度～2018年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(区分Ⅰ・Ⅱ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2023年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移したトンネルの割合は全道路管理者合計で15%
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっている。

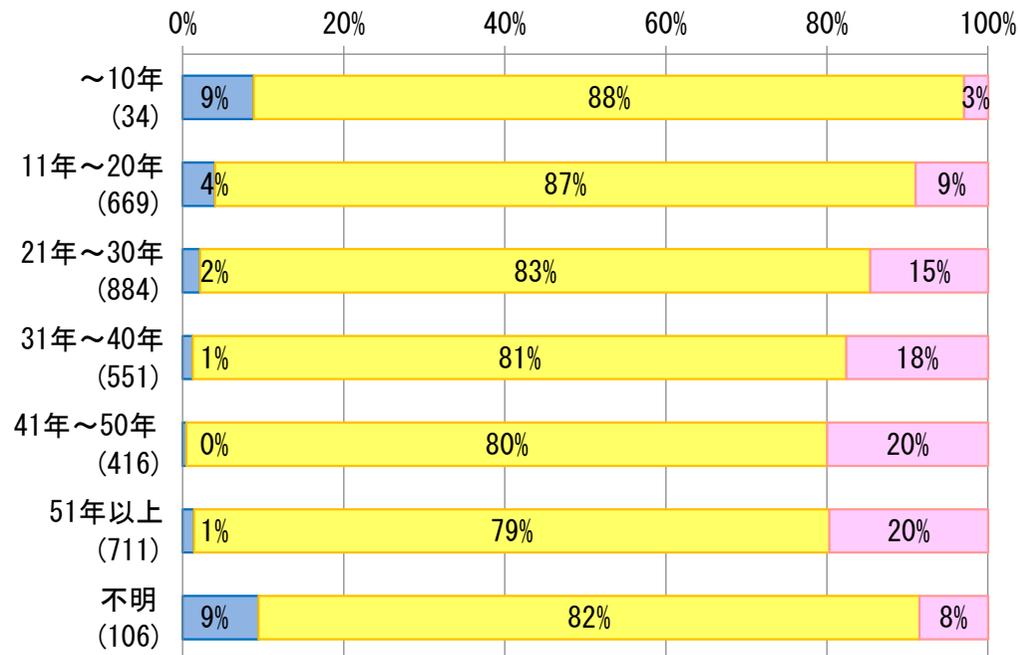
道路管理者別の遷移状況

■Ⅰ ■Ⅱ ■Ⅲ ■Ⅳ



建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)

■Ⅰ ■Ⅱ ■Ⅲ ■Ⅳ



※()内は、1巡目点検(2014年度～2018年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなったトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2023年度に点検を実施したトンネルの合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。